

「江戸川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」 の設立趣旨について

平成２７年９月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流出や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。

また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となった。

今後、気候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念される。

こうした背景から、平成２７年１２月１０日に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

本答申において「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、水防災意識社会を再構築する必要がある」とされていることを踏まえ、国土交通省は新たに「水防災意識社会再構築ビジョン」を発表したところである。

江戸川流域では、当ビジョンを実現させるため、河川管理者、気象庁、都県、市区町等関係機関が連携し減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進する減災対策協議会を設立するものである。

「江戸川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」規約

（名 称）

第1条 本会の名称は、「江戸川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」とする）とする。

（目 的）

第2条 本協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、江戸川流域における堤防決壊等に伴う大規模な侵水被害に備え、関係する河川管理者、気象庁、都県、市区町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営・進行は、事務局が行う。

3 第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要があると認めるときには構成員を追加するほか、構成員以外の者（学識経験者等）を協議会に出席させ、意見を求めることが出来る。

（幹事会）

第4条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表1の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営・進行は、事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に関し、協議会に提出する事項をあらかじめ整理すると共に、協議会から委任された事項を処理する。

5 幹事長は、第2項によるもののほか、構成員以外の者（学識経験者等）を幹事会に出席させ、意見を求めることが出来る。

（事務局）

第5条 本協議会の事務局を、関東地方整備局江戸川河川事務所防災対策課に置く。

（協議会及び幹事会の検討内容）

第6条 協議会及び幹事会で行う検討内容は、以下のとおりとする。

1. 現状の水害リスク情報や取組状況の共有

2. 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成

3. 「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ

4. その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。

ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。

ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑 則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附 則)

本規約は、平成28年6月28日から施行する。

別表1

組 織			江戸川流域 大規模氾濫に関する減災対策協議会、幹事会メンバー		
			協議会	幹事会	
				危機管理担当	水防担当
国	国土交通省	関東地方整備局	江戸川河川事務所長	江戸川河川事務所 副所長	同左
		気象庁 東京管区気象台	東京管区気象台 気象防災部長	東京管区気象台 総務部業務課長	同左
都 県	茨城県		水防・危機管理担当課長	—	技佐兼課長補佐
			生活環境部 防災・危機管理局 防災・危機管理課長	生活環境部 防災・危機管理局 防災・危機管理課長	—
	埼玉県		水防・危機管理担当課長	—	河川砂防課 防災担当副課長
			危機管理防災部 消防防災課長	危機管理防災部 消防防災副課長	—
	千葉県		危機管理課長	危機管理課 災害対策室長	—
			河川環境課長	—	河川環境課 副課長
	東京都		総務局総合防災部 計画調整担当課長	総務局総合防災部 計画調整担当課長	—
			総務局総合防災部 防災対策課長	総務局総合防災部 防災対策課長	—
			建設局河川部 防災課長	—	建設局河川部 防災課長代理
	区 市 町	茨城県	五霞町	五霞町長	生活安全課長
埼玉県		久喜市	久喜市長	消防防災課長	同左
		杉戸町	杉戸町長	住民参加推進課長	同左
		幸手市	幸手市長	政策調整課長	防災安全課長
		吉川市	吉川市長	市民生活部 副部長兼市民安全課長	同左
		松伏町	松伏町長	総務課長	まちづくり整備課長
		春日部市	春日部市長	防災対策課長	河川課長
		三郷市	三郷市長	危機管理防災課長	道路河川課長
		越谷市	越谷市長	市民協働部 危機管理課長	建設部 治水課長
		八潮市	八潮市長	危機管理防災課長	道路治水課長
		草加市	草加市長	危機管理課長	建設管理課長
		さいたま市	さいたま市長	総務局危機管理部 防災課長	建設局土木部 河川課長
		千葉県	野田市	野田市長	防災安全課長
松戸市			松戸市長	総務部 危機管理課長	建設部 河川清流課長
流山市			流山市長	防災危機管理課長	河川課長
柏市			柏市長	防災安全課長	同左
市川市			市川市長	危機管理課長	同左
浦安市			浦安市長	防災課長	道路整備課長
船橋市			船橋市長	危機管理課長	同左
東京都		江戸川区	江戸川区長	危機管理室 防災危機管理課長	土木部 計画調整課長
		葛飾区	葛飾区長	地域振興部 防災課長	都市整備部 調整課長
		足立区	足立区長	災害対策課長	企画調整課長

「中川・綾瀬川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」 の設立趣旨について

平成27年9月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流出や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。

また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となった。

今後、気候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念される。

こうした背景から、平成27年12月10日に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

本答申において「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、水防災意識社会を再構築する必要がある」とされていることを踏まえ、国土交通省は新たに「水防災意識社会再構築ビジョン」を発表したところである。

中川・綾瀬川流域では、当ビジョンを実現させるため、河川管理者、気象庁、都県、市区町等関係機関が連携し減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進する減災対策協議会を設立するものである。

「中川・綾瀬川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」規約

（名 称）

第1条 本会の名称は、「中川・綾瀬川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」とする。

（目 的）

第2条 本協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、中川・綾瀬川流域における堤防決壊等に伴う大規模な浸水被害に備え、関係する河川管理者、気象庁、都県、市区町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営・進行は、事務局が行う。

3 第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要があると認めるときには構成員を追加するほか、構成員以外の者（学識経験者等）を協議会に出席させ、意見を求めることが出来る。

（幹事会）

第4条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表1の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営・進行は、事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に関し、協議会に提出する事項をあらかじめ整理すると共に、協議会から委任された事項を処理する。

5 幹事長は、第2項によるもののほか、構成員以外の者（学識経験者等）を幹事会に出席させ、意見を求めることが出来る。

（事務局）

第5条 本協議会の事務局を、関東地方整備局江戸川河川事務所防災対策課に置く。

（協議会及び幹事会の検討内容）

第6条 協議会及び幹事会で行う検討内容は、以下のとおりとする。

1. 現状の水害リスク情報や取組状況の共有

2. 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成

3. 「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ

4. その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。

ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。

ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑 則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附 則)

本規約は、平成28年6月28日から施行する。

別表1

組 織			中川・綾瀬川流域 大規模氾濫に関する減災対策協議会、幹事会メンバー			
			協議会	幹事会		
				危機管理担当	水防担当	
国	国土交通省	関東地方整備局	江戸川河川事務所長	江戸川河川事務所 副所長	同左	
		気象庁 東京管区気象台	東京管区気象台 気象防災部長	東京管区気象台総務部 業務課長	同左	
都 県	茨城県					
	埼玉県		水防・危機管理担当課長	—	河川砂防課 防災担当副課長	
			危機管理防災部 消防防災課長	危機管理防災部 消防防災副課長	—	
	千葉県					
	東京都		総務局総合防災部 計画調整担当課長	総務局総合防災部 計画調整担当課長	—	
			総務局総合防災部 防災対策課長	総務局総合防災部 防災対策課長	—	
			建設局河川部 防災課長	—	建設局河川部 防災課長代理	
	区 市 町	茨城県	五霞町			
		埼玉県	久喜市			
			杉戸町			
幸手市						
吉川市			吉川市長	市民生活部 副部長兼市民安全課長	同左	
松伏町			松伏町長	総務課長	まちづくり整備課長	
春日部市						
三郷市			三郷市長	危機管理防災課長	道路河川課長	
越谷市			越谷市長	市民協働部 危機管理課長	建設部治水課長	
八潮市			八潮市長	危機管理防災課長	道路治水課長	
草加市			草加市長	危機管理課長	建設管理課長	
さいたま市						
千葉県		野田市				
		松戸市				
		流山市				
		柏市				
		市川市				
		浦安市				
		船橋市				
東京都		江戸川区	江戸川区長	危機管理室 防災危機管理課長	土木部 計画調整課長	
	葛飾区	葛飾区長	地域振興部 防災課長	都市整備部 調整課長		
	足立区	足立区長	災害対策課長	企画調整課長		

「江戸川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」及び「中川・綾瀬川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」の組織イメージ

「江戸川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」及び「中川・綾瀬川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」
合同準備会
 平成28年4月26日開催(江戸川水防部会と同時開催)
 ・江戸川河川事務所 所長
 ・都県 水防・危機管理担当者
 ・都県 県土木務所担当者
 ・市区町担当者

「江戸川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」及び「中川・綾瀬川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」
合同協議会
 平成28年6月28日開催予定(第1回)協議会設立
 平成28年8月31日開催予定(第2回)取組方針等の策定
 ・江戸川河川事務所 所長
 ・東京管区気象台 気象防災部長
 ・都県 水防・危機管理担当課長
 ・市区町長

「江戸川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」及び「中川・綾瀬川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」
合同幹事会
 平成28年7月28日開催予定
 ・江戸川河川事務所 副所長
 ・東京管区気象台 業務課長
 ・都県 水防・危機管理担当課長及び副課長
 ・市区町担当課長

事務局
 ・江戸川河川事務所 防災対策課
 ・東京管区気象台
 ・都県河川担当課
 ・市区町担当課

参考資料

協議会の進め方と地域の取組方針(案)について

協議会の進め方

○水防災意識社会再構築ビジョンに基づく取組の進め方

氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を目的に「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、河川管理者、都県、市区町等からなる協議会等を設置して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に進めていく。

○協議等の進め方

関係機関等との協議の場として、「江戸川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」及び「中川・綾瀬川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」を設置する。

※協議会の下に幹事会を設置

構成員

協議会 : 都県担当課長、市区町長、江戸川河川事務所長、東京管区気象台
幹事会 : 都県担当課長補佐、市区町担当課長、江戸川河川事務所副所長、東京管区気象台

実施事項

1. 現状の水害リスク情報や取組状況の共有
2. 地域の取組方針の作成
※平成32年度目途に水防災意識社会を再構築する取組方針の作成
3. フォローアップ(毎年、実施状況の確認)

今後のスケジュール

H28年6月28日 第1回協議会の開催(協議会設立)
H28年8月31日 第2回協議会の開催(地域の取組方針を決定)

減災のための目標(案)

◆5年間で達成すべき目標

江戸川河川事務所管内の大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す

- ※大規模水害……想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害
- ※逃げ遅れ……立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態
- ※社会経済被害の軽減…大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態

◆上記目標達成に向けた3本柱の取組

江戸川、中川・綾瀬川等における災害防止を目的として、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を河川内で安全に流すハード対策に加え、以下の取組を実施。

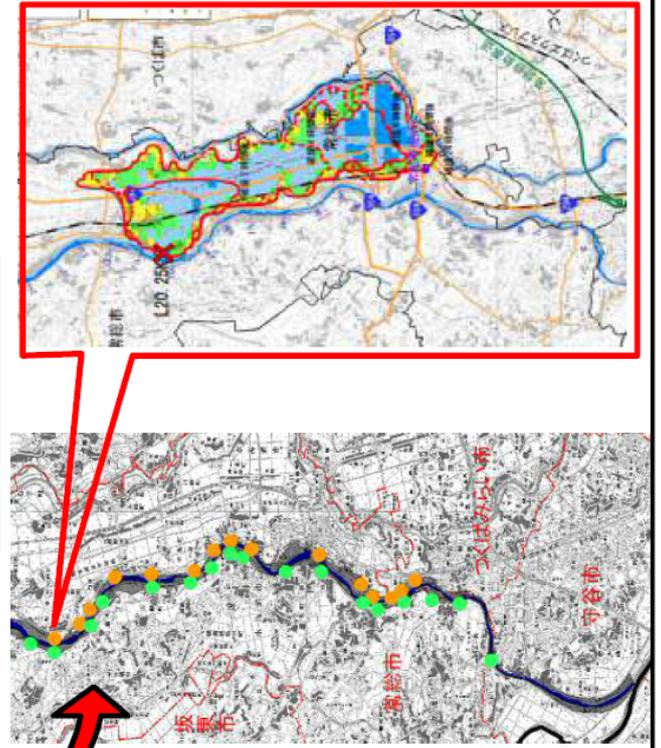
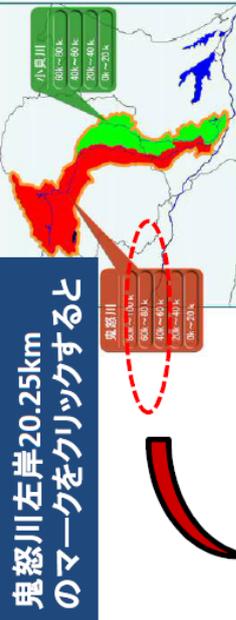
1. 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組
2. 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組
3. 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組

避難行動のための取組事例①

■ 広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等

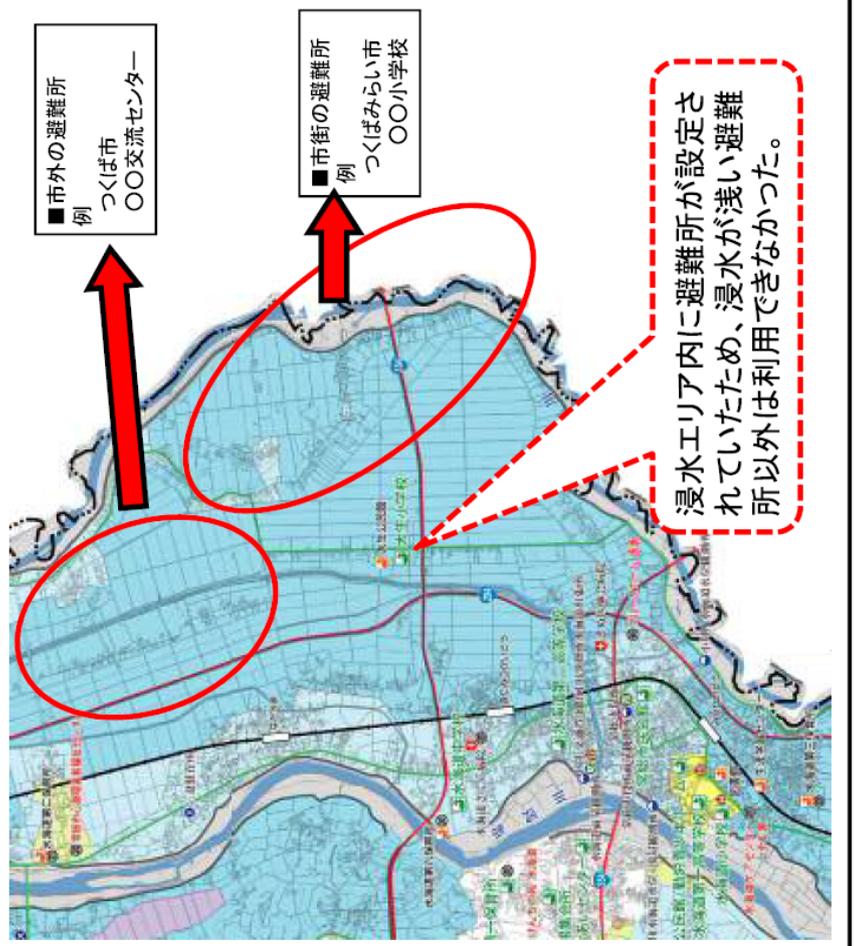
- 想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表
- 広域避難計画の策定
- 広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知

想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図
鬼怒川・想定決壊地点別の氾濫シミュレーション



広域避難計画の策定
ハザードマップの作成

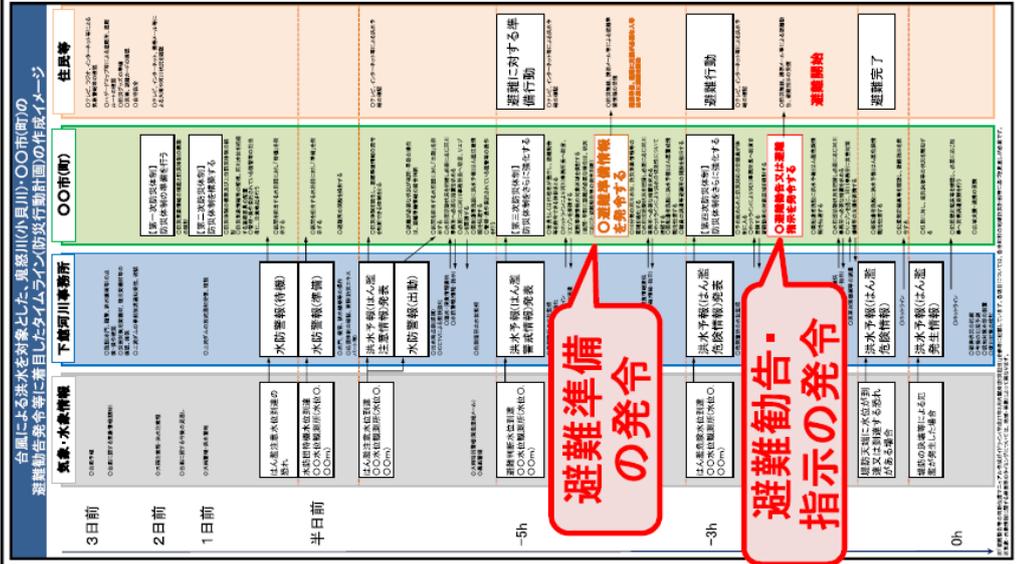
広域避難のイメージ



避難行動のための取組事例②

■ 避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成

- 避難勧告の発令に着目した**タイムラインの作成**
- タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練
- 気象情報発信時の「**危険度の色分け**」や「**警報級の現象**」等の改善（水害時の情報入手のし易さをサポート）



←タイムラインイメージ

6月末までにタイムラインを作成し、今年度以降の出水・訓練等において見直しを行っていくことで、より実践的なタイムラインを構築していく。



タイムラインを運用する際、水位・気象等の基礎的な情報を踏まえた情報発信を行うこととなるため、判断しやすい情報の提供が重要となる。

気象庁が提供する積極的かつわかりやすい気象情報等の活用

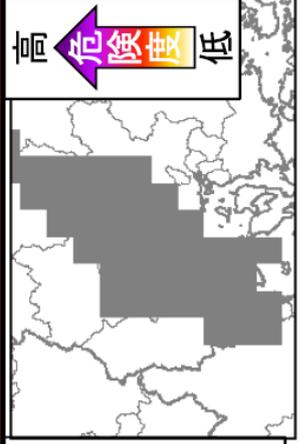
警報等を解説・見える化する

危険度を色分けした時系列

	今日					明日				
	9時	12時	15時	18時	21時	00時	03時	06時	09時	
雨量(mm)	10	30	50	80	50	30				
大雨(浸水害) (土砂災害)										
洪水										
風										
陸上(m/s)	15	20	20	25	20	20	15	12	12	
海上(m/s)	20	25	25	30	25	20	15	15	15	

メッシュ情報

洪水注意報・警報の情報を補足する情報としての**視覚的なメッシュ情報**を提供



危険度の高まるタイミングやエリアを確認

避難行動のための取組事例③

■防災教育や防災知識の普及

- <住民向け>
- 水災害への事前準備に関する“問い合わせ窓口”を設置
 - 水防災に関する説明会を開催
- <小学生向け>
- 学校教育現場における水防活動の体験等の水防災教育・訓練を実施

住民向け



住民説明会

小学生向け



水防活動の体験



出前講座

水防活動の取組事例①

■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化

- 水防団等への**連絡体制**の再確認と伝達訓練の実施
- 水防団同士の**連絡体制**の確保
- **水防団**や**地域住民**が参加する洪水に対しリスクが高い区間の**共同点検**
- 関係機関が連携した**実働水防訓練の実施**
- 水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進
- 地域の**建設業者**による**水防支援体制**の検討・構築

水防団、住民との共同点検の実施(イメージ)



実働水防訓練の実施



建設業者による水防支援
(イメージ)

排水活動の取組事例

■緊急排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施

- 排水機場・樋門・水門等の情報共有、浸水区域内の自然勾配を踏まえた排水の検討等を行い、大規模水害を想定した**緊急排水計画(案)**を作成
- 緊急排水計画(案)に基づく排水訓練の実施



排水ポンプ車



排水状況



稼働状況

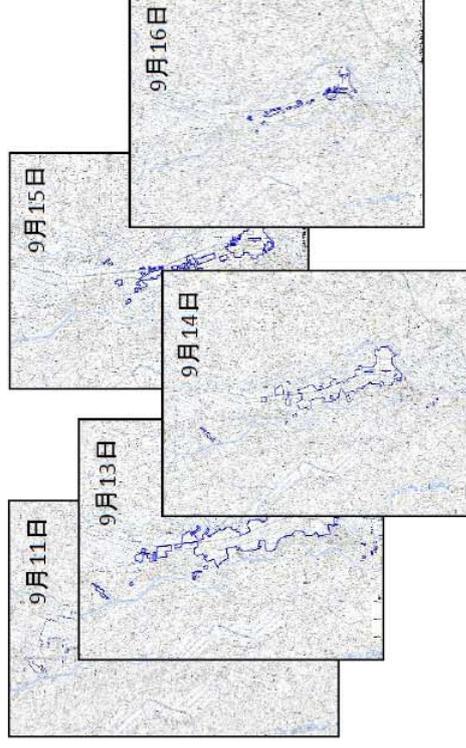
ポンプ車の的確な設置場所・ルート、必要な排水量(台数)、浸水エリア等の基礎的情報の入手方法を事前に計画し、緊急時の早急な対応を可能にする

国土地理院が提供する地理空間情報等の活用



破堤箇所

9月11日撮影の斜め写真



斜め写真による推定浸水範囲の抽出